

報告第 19 号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第 1 0 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

2 6 3 , 9 3 1 円

（参考） 令和 6 年 7 月 2 日、甲賀市水口町伴中山地先の市道春日・八田 1 号線において、舗装の窪みに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

報告第19号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

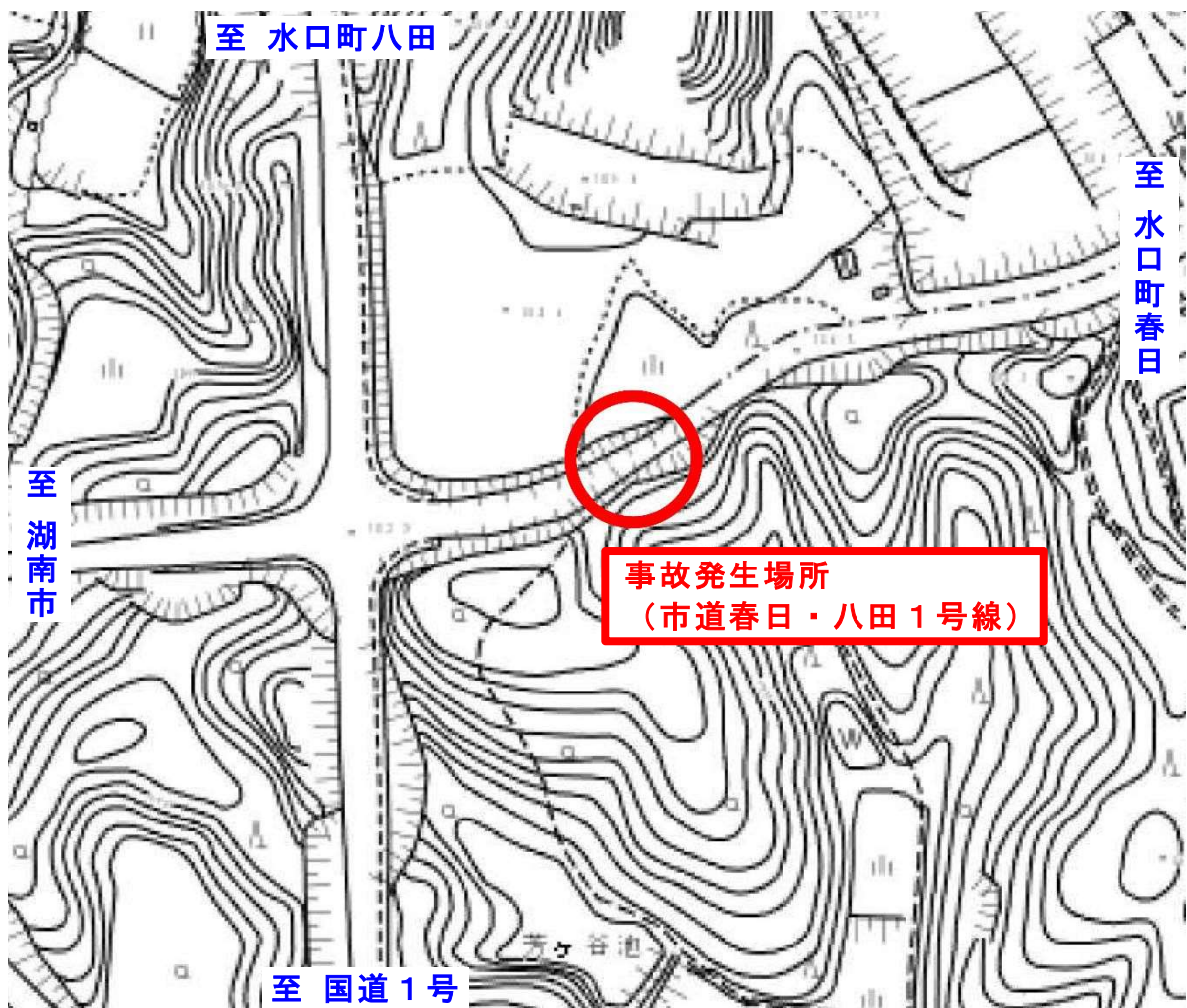
次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】令和6年7月2日、甲賀市水口町伴中山地先の市道春日・八田1号線において、舗装の窪みに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】263,931円

【示談日】令和6年11月8日

【位置図】



縮尺 S=1/2000